

平成28年6月1日

株主各位

東京都中央区新川二丁目12番16号
岡藤ホールディングス株式会社
代表取締役社長 小崎 隆 司

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

当社は、平成28年6月1日の取締役会決議において、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同様。）および当社の完全子会社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして下記の内容の新株予約権を発行することといたしましたので、会社法第240条第2項および第3項の規定に基づき、公告いたします。

記

（1）新株予約権の名称

岡藤ホールディングス株式会社 2016年株式報酬型新株予約権

（2）新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当社の取締役および当社の完全子会社の取締役 8名 691個

（3）新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、この調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記の他、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は取締役会において、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整できるものとする。

（4）新株予約権の総数

691個

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

なお、本新株予約権は職務の対価であるため、有利発行には該当いたしません。

(6) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は1円とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権を行使することができる期間

平成29年6月17日から平成58年6月17日

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社の取締役または当社の子会社の取締役の地位を喪失した場合、その喪失日より10日間に限り新株予約権の行使を可能とする。

(11) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(12) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

(13) 新株予約権の割当日

平成28年6月17日

以 上